

◎政治資金規正法の一部を改正する法律

(平成一九年七月六日法律第一〇七号)(衆)

一、提案理由(平成一九年六月五日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

○東議員 ただいま議題となりました自由民主党及び公明党共同提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

我々は、昨今の資金管理団体による政治資金の使途をめぐる問題を踏まえ、資金管理団体による不動産の取得等を制限するとともに、資金管理団体の人件費以外の経常経費について、収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務づけることとし、もって国民の政治に対する信頼の確保を目指すものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一に、資金管理団体による不動産の取得等の制限であります。資金管理団体は、土地もしくは建物の所有権または建物の所有を目的とする地上権もしくは土地の賃借権を取得し、または保有してはならないこととしております。

第二に、資金管理団体による人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務づけであります。資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の一件当たり五万円以上の支出について、収支報告書に支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載するとともに、収支報告書の提出の際に領収書等の写しをあわせて提出しなければならないこととしております。

第三に、施行期日等であります。この法律は平成二十年一月一日から施行することとし、収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務づけについては平成二十年の収入及び支出に係る収支報告書から適用することとしております。また、資金管理団体による不動産の取得等の制限については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとし、法改正前から引き続き所有している不動産及びこれと密接に関連する不動産については適用しないこととしております。なお、これらの不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならないこととしております。

以上が、政治資金規正法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告(平成一九年六月一四日)

○今井宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職

選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、資金管理団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、不動産の取得等を制限するとともに、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務づけようとするものであります。

本案は、去る六月四日本委員会に付託され、五日提出者東順治君から提案理由の説明を聴取いたしました。八日民主党・無所属クラブより修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、本案及び修正案を一括議題とし、質疑に入りました。昨十三日質疑を終局し、討論の後、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（平成一九年六月二九日）

○谷川秀善君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、資金管理団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、資金管理団体による不動産の取得等を制限するとともに、資金管理団体の人件費以外の経常経費について、収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務付けようとするものであります。

委員会におきましては、山下八洲夫君外二名発議の政治資金規正法の一部を改正する法律案と一括して議題とし、両改正案提案に至る背景と政治資金の位置付け、本改正案の実効性と政治資金の透明性確保、支出明細の記載と領収書の添付の義務付けを五万円以上とした理由、規制対象を資金管理団体に限定する根拠、資金管理団体に対する不動産取得制限の意義、政治資金の透明性確保と事務負担のバランス、収支報告書に対する外部監査義務付けの必要性等について質疑が行われました。

本法律案について質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して下田敦子理事より反対、自由民主党及び公明党を代表して野村哲郎理事より賛成、日本共産党を代表して井上哲士委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。